

## 事業譲渡契約書

近畿産業信用組合（以下「甲」という）と信用組合京都商銀（以下「乙」という）は、乙が後記事業譲渡日をもってその事業の全部を甲および株式会社整理回収機構（以下「丙」という）へ譲渡する一環として、その一部を甲に譲渡するにつき、下記のとおり契約を締結する。

### 第1条（定義）

本契約書において用いる用語の定義は、次に定めるとおりとする。

- |             |  |
|-------------|--|
| ① デューデリジエンス | 乙の事業譲渡の準備のため、平成13年9月から10月にかけて実施した事業内容の開示、質問の回答および検討をいう。                                  |
| ② 承継与信資産    | 承継資産のうち、乙から甲に譲渡される別紙1「承継与信資産」記載の乙の与信資産（与信枠を含む）の元本、利息及び遅延損害金並びに当該資産に関する債務者が負担すべき一切の費用をいう。 |
| ③ 承継預金債務    | 預金債務（臨時収益繰入済の休眠預金を含む）のうち、乙から丙に承継される預金債務を除く預金債務。  |
| ④ 承継店舗      | 承継資産のうち、乙から甲に承継される別紙2記載の本店、支店、およびそれらにかかる駐車場をいう。  |
| ⑤ 評価基準日     | 乙の事業内容を開示したデューデリジエンスの対象基準日となった平成13年3月31日をいう。   |
| ⑥ 譲渡基準日     | 預金保険法第59条に基づく資金援助の申込みに先立ち、甲が承継する個別資産を最終的に決定する日をいう。                                       |
| ⑦ 調整期間      | 以下の第1次調整期間と第2次調整期間をいう。<br>評価基準日の翌日から譲渡基準日までの期間をいう。                                       |
| 第1次調整期間     | 譲渡基準日の翌日から事業譲渡日の前日までの期間をいう。  |
| 第2次調整期間     | 資金援助申請に基づいて贈与された資金援助額に対し、事業譲渡日時点の資産に基づいて過不足を清算する日をいう。                                    |
| ⑧ 清算日       |  |

## 第2条（目的）

乙は本契約に定める各条項に従い、平成14年5月27日（以下「事業譲渡日」という）をもって、乙の事業の一部を甲に譲渡し、甲はこれを譲り受けるものとする。

ただし、事業譲渡日は、譲渡事務の進捗状況を勘案して、甲乙協議の上変更することができる。

## 第3条（譲渡財産）

1. 甲が譲り受ける乙の財産の範囲は、事業譲渡日午前0時現在の本項1号の承継資産（のれんを含む）、本項2号の引受債務、および本項3号の業務・争訟、並びにこれらに付随する一切の権利義務（以下「譲渡財産」という）とする。

ただし、この譲渡財産には乙と丙との契約に基づき、乙から丙に譲渡される資産、負債並びにこれらに付随する一切の権利義務は含まれない。

### （1）承継資産

#### ① 承継与信資産

デューデリジェンスにおいて承継が必須とされた承継与信資産（以下「必須承継与信資産」という）の評価基準日現在の残高合計は、37,740,924,339円で、デューデリジェンスにおいて承継を任意と指定した承継与信資産（以下「選択承継与信資産」という）の評価基準日現在の残高合計は、0円である（金額についてはいずれも与信枠に相当する額を除く）。

#### ② 承継与信資産に関する担保権及び保証並びにこれに付随する一切の権利

#### ③ 承継店舗および承継店舗に関する設備、備品、定着物およびその他一切の権利・義務

#### ④ 甲および乙間で合意した上記①、②および③以外の動産、不動産、有価証券その他一切の資産

#### ⑤ のれん

### （2）引受債務

#### ① 承継預金債務（臨時収益繰入済の休眠預金を含む）

#### ② 本契約第10条3項に規定する負債を除く、一切のその他の債務

### （3）その他

#### ① 中小企業等協同組合法第9条の8第1項、2項および7項乃至9項記載の業務のうち、乙が事業譲渡日現在行っている業務のすべて。

なお、許認可業務については認可が受けられた場合とする。

#### ② 乙の清算法人の資産・負債または丙に承継される資産・負債に起因する訴訟を除き、その他の訴訟案件の引継ぎについては、本契約締結後、別途甲乙協議の上決定する。

2. 承継資産の譲受価格またはその算定方法は、本契約第4条に定める場合を除き、本項に定める方法による。

(1) 承継与信資産のすべて（承継与信資産に関する担保権及び保証並びにこれに付随する一切の権利を含む）

別紙1「承継与信資産」記載の方法により算定した額とする。かかる方法により算出した必須承継与信資産の評価基準日現在の譲受価格合計は、32,743,757,339円であり、選択承継与信資産の評価基準日現在の譲受価格合計は、0円である（金額については、いずれも与信枠に相当する額を除く）。

(2) 動産、不動産、有価証券その他の資産

不動産については甲乙合意により選定した不動産鑑定士等の評価額を基礎とする時価、その他については譲受時の簿価を基礎とする時価として別途甲乙が協議する。

(3) のれん代

0円とする。

#### 第4条（後発事象等の調整）

1. 第1次調整期間内に、承継与信資産につき以下の各号の一に該当する事情が生じた場合、甲乙協議の上、当該承継与信資産に対する引当金額を事業譲渡日において調整し、もしくは当該承継与信資産を事業譲渡の対象から除外することができる。

第2次調整期間内に、承継与信資産につき以下の各号の一に該当する事情が生じた場合には、甲乙協議の上、別途定める清算日において当該承継与信資産に対する引当金額の調整を行うことができる。

なお、甲から乙に対する調整もしくは除外の申出については、各調整期間内に文書をもって行う。

(1) 乙が行った承継与信資産に関する契約（金銭消費貸借契約・手形貸付契約・手形割引契約・支払承諾契約・保証契約・担保権設定契約）の不備およびその他担保評価に重大な影響を与える権利関係の存在が判明する等、承継与信資産の譲受価額に重大な影響を与える事実が判明した場合。

(2) 承継与信資産の債務者または保証人等から、債務（または保証債務）不存在確認訴訟など裁判上（民事調停を含む）または裁判外の申立がなされた場合。

(3) 承継与信資産の債務者（保証人等は含まない）が、各調整期間中に、破産・特別清算・民事再生・会社整理・特定調停もしくは会社更生の申立てをした場合、解散した場合、もしくは手形交換所により取引停止処分を受けた場合。

2. 乙が、承継与信資産に関連して譲渡基準日までに乙の現、旧役職員又は第三者に対する損害賠償請求、もしくは刑事告訴をすべきであると判断した場合には、当該承継与信資産を乙の選択により、事業譲渡の対象から除外することができる。

ただし、譲渡基準日以降については、乙は当該承継与信資産に対する引当金額の調整を行うことができる。

3. 事業譲渡日以降は、事由の如何にかかわらず、いかなる調整・除外も行わない。

#### 第5条（残高調整方法）

調整期間中に、弁済等により当該承継与信資産の価額が変更された場合、および担保の解除または追加設定により担保評価額が変更された場合において、その変更を考慮した引当金額の調整については、別途甲乙協議の上決定する。

#### 第6条（新規与信資産）

評価基準日に与信資産がなく、その後調整期間中に新たな債務者の与信資産が生じた場合において、当該与信資産の引当金額については、別途甲乙協議の上決定する。

#### 第7条（引継・移転手続）

1. 乙は、譲渡財産の細目を記載した引継書を作成し、事業譲渡日に当該引継書とともに譲渡財産および関係証憑、帳簿類を甲に引渡す。
2. 前項の譲渡財産の引渡しにつき、移転行為または対抗要件としての登記、登録、承諾、通知等の諸手続を要するものについては、甲乙協力して可能な限り速やかにこれを行う。

#### 第8条（資金援助）

1. 甲は、乙の事業を譲り受ける前提として、本契約および預金保険法その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を申し込むこととする。なお、資金援助申請については、甲および乙が協力して行うこととする。
2. 前項の資金援助の申込に際し、甲が乙に提示した事業譲受に係る費用は、本契約第3条の承継与信資産の譲受価額算定に際し加味しているので、前項の資金援助の申込対象としない。

#### 第9条（調査）

1. 乙は、甲または甲の指定する第三者が乙に立ち入り、帳簿・書類等を調査することを承認する。
2. 前項の調査の時期・期間・方法等については、別途甲乙協議の上決定する。

#### 第10条（職員の取扱）

1. 甲は、乙と乙の職員との雇用契約を一切承継しない。
2. 甲は、事業譲渡の前日における乙の職員の中から、正職員から55名以上を新たに雇用するものとする。ただし、3ヶ月間は試用期間とする。また

上記人数に応募者等が満たない場合は別途甲乙協議する。

3. 乙は、乙の全職員について事業譲渡日までに発生する賃金・退職金債務その他乙との労働契約に基づき若しくはこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、甲は同債務を承継しないものとする。

#### 第11条（与信資産の劣化防止等に対する協力）

甲および乙は、乙の与信資産の劣化防止を含め円滑な事業譲渡を進めるため本契約締結後は誠実に協議し、相互に協力する。

#### 第12条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結日以降事業譲渡日にいたるまで、善良な管理者の注意義務をもって業務を遂行し、かつ財産を管理するものとし、これに重要な影響を及ぼす行為をなす場合には、予め甲と協議して実行する。

#### 第13条（危険負担）

本契約の締結日以降事業譲渡日にいたるまで、天災地変その他不可抗力により、譲渡財産に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本契約書の譲渡条件を変更することができる。

#### 第14条（清算法人に対する協力）

甲は、本件事業譲渡後、乙が解散し清算法人となった場合には、当該清算法人の清算事務等の遂行に協力する。協力の方法については甲と当該清算法人が協議の上決定する。

#### 第15条（費用負担）

甲が乙に提示した事業譲受に係る費用および第9条に定める調査を行うに必要な費用はすべて甲の負担とする。

ただし、本契約に定めのない事業譲渡に関して生ずる費用の負担については、別途甲乙協議することとする。

#### 第16条（補償）

乙は、本件事業譲渡について、一切の瑕疵担保責任および事業譲渡日以降判明する一切の損失・損害の補填の責任を負わない。

#### 第17条（守秘義務）

甲は、乙から提供される一切の情報については、平成13年9月17日付守秘義務協定書に基づき取扱う。

#### 第18条（解除条項）

甲および乙は次のいずれかの事由が発生したときは本契約を解除できる。

(1) 事業譲渡について、甲および乙が預金保険法第61条の適格性の認定を受けられなかったとき。

- (2) 甲が預金保険機構との間で第 8 条に定める資金援助に関する契約を締結できなかつたとき。
- (3) 事業譲渡日までに、本契約に基づく事業譲渡の実現に重大な支障が生じたとき。

#### 第19条（規定外事項の協議）

甲および乙は、本契約に定めのない事項若しくは本契約の解釈に関して疑惑が生じた場合については、甲および乙間で取り交わした本契約の趣旨並びに信義誠実の原則に従い、甲乙協議して円満解決に努める。

#### 第20条（裁判管轄）

本契約に関する紛争については、大阪地方裁判所のみを第一審の専属管轄裁判所とする。

#### 第21条（既覚書の効力）

甲乙間で締結した平成 14 年 1 月 17 日付の覚書（本契約第 10 条第 2 項但書に関する覚書）、平成 14 年 1 月 17 日付の覚書（本契約別紙 1 「承継与信資産」中の一部（簡易査定先で引当がある先）の譲渡損失引当金について再検討することに関する覚書）および平成 14 年 1 月 31 日付の覚書（譲渡基準日、事業譲渡日に関する覚書）は、本契約においても有効であることを甲乙確認する。

本契約書の成立の証として本契約書二通を作成し、甲および乙が署名又は記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

平成 14 年 2 月 22 日

甲

京都市下京区高辻通堀川西入ル富永町 676 番地

近畿産業信用組合

理事長 長谷川 昌三



乙

京都市下京区四条通堀川西入唐津屋町 520 番地

信用組合 京都商銀

金融整理管財人 高村正雄

金融整理管財人 出口治男



## 別紙1 承継与信資産

承継与信資産の評価基準日現在の残高と評価基準日現在の譲受価格は別表の通り。

尚、承継与信資産の譲受価格は、事業譲渡日における与信残高に甲乙が合意している引当率を乗じた額を、事業譲渡日における与信残高から控除した額とする。

別紙2 承継する店舗の明細

地区	店番	店名	所有・賃借
京都市下京区	0 1	本店営業部	所有
京都市上京区	0 2	洛北支店	所有
京都市南区	0 3	南支店	所有
京都府舞鶴市	0 6	舞鶴支店	所有
京都府宇治市	0 7	宇治支店	所有